



# ★登記相談予約制★



予約申込先一覧は次ページのとおりです。

大阪法務局においては、登記相談を多くのお客様に、できるだけお待たせすることなく、利用していただけるよう従来からの相談予約に加え、相談範囲を以下のとおりとしました。

相談を受ける際は以下の点についてご留意をお願いします。

- 1 予約は、窓口又は電話でお受けします。予約のない方は、その日のうちに相談をお受けできない場合があります。
- 2 相談時間は、20分以内でお願いしています。
- 3 申請書や添付書類は、お客様自身で作成（又はご用意）していただきます（相談員が申請書に直接書き込んだり、個々の記載事項に関する具体的な指示はできません。）。
- 4 相談は事前審査ではありません。申請書の内容及び適否に関する判断は行いません。この判断は登記申請を受け付けた後に、管轄登記所の登記官が法律等に基づいて行います。
- 5 相談では、申請書の内容とすべき事項や申請の手続方法について説明します。登記原因に当たる事実や法律行為（契約）が有効か無効かの法的判断をすることはできません。
- 6 相談の内容に応じて、登記事項証明書を取得の上、定款を持参していただく場合があります。
- 7 登記の申請人は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者です。それ以外の方については、相談をお断りする場合があります。
- 8 司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が課されることがあります（司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条）。

## 登記相談受付時間

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）

午前9時から午前11時30分まで

午後1時から午後4時まで

（相談時間は、午前は12時まで、午後は4時30分までとなります。）

# 大阪法務局

## 商業・法人登記に関する相談のご予約申込先一覧

| 庁名        | 電話番号          | 商業・法人登記管轄区域   |
|-----------|---------------|---|
| 大阪法務局(本局) | (06)6942-1480 | 大阪市(全区)<br>枚方市,寝屋川市,交野市,守口市,門真市   |
| 北大阪支局     | (072)638-9444 | 吹田市,高槻市,茨木市,摂津市,<br>三島郡(島本町),池田市,箕面市,豊中市,<br>豊能郡(豊能町,能勢町)   |
| 東大阪支局     | (06)6782-5413 | 東大阪市,八尾市,大東市,<br>柏原市,四條畷市   |
| 堺支局       | (072)221-2756 | 堺市,松原市,高石市,大阪狭山市,富田林市,<br>河内長野市,羽曳野市,藤井寺市,<br>南河内郡(太子町,河南町,千早赤阪村),<br>岸和田市,泉大津市,貝塚市,泉佐野市,<br>和泉市,泉南市,阪南市,泉北郡(忠岡町),<br>泉南郡(熊取町,田尻町,岬町) |

※聴覚に障害のある方は、[お問合せメール](#)をご利用ください。

なお、資格者代理人である司法書士に登記申請を依頼することもできます。詳しくは、[こちらのホームページ](#)をご覧ください。  
(※外部サイトにリンクします。このリンク先は、平成30年1月29日現在のものです。)

[大阪司法書士会](#)  
また、[法務局ホームページ](#)では商業・法人登記申請書様式や記載例を掲載しています。